

平成27年11月9日

お客さま各位

湖東信用金庫

法人インターネットバンキングに係る被害補償について

平素は、インターネットバンキングサービスをご利用いただきまことに有難うございます。

このたび、当金庫では、法人インターネットバンキング（以下「法人IB」という）における不正送金等の被害に対し補償を行う制度を定めましたのでお知らせいたします。

1. 補償対象のお客様

当金庫の法人IBをご利用のお客様

2. 補償開始日

平成27年11月9日（月）

3. 補償金額

被害額を限度に1契約者様あたり年間1,000万円まで補償いたします。

※具体的な補償の内容につきましては、法人IBのご利用状況、セキュリティ対策の導入状況等を具体的にお伺いした上で、個別に検討させていただきます。

※補償の対象とならない場合や補償額が減額となる場合があります。

4. 補償対象期間

不正利用されたことによる被害の通知を当金庫が受理した日の前日から起算して30日前から受理した日までの31日間に行われた不正利用による被害が対象となります。

5. 補償の前提となる条件

- ①不正利用による被害が発生した翌日から30日以内に当金庫へ事故の届出が行われていること
- ②当金庫の調査に対しお客様からのご協力が得られること
- ③お客様が警察に対して被害届を出され、被害説明や捜査へのご協力を行っていただけること

6. 補償の対象とならない場合

- ①正当な理由なく、他人にID・パスワードなどを教えてしまった場合
- ②パソコン本体にID・パスワードを記載したメモを貼付したり、容易に認知できる状態で電子ファイルに保存していた場合
- ③第三者にお客様カードを渡した場合
- ④お客様カードにパスワードを書き記していた場合

- ⑤被害者が当金庫に対して行う被害状況の説明において重要な事項について虚偽の説明を行った場合
- ⑥お客様の会社関係者、ご家族、従業員等が加担した不正取引によって生じた損害
- ⑦他人に強要されたことによる不正利用によって生じた損害
- ⑧天変地異、戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正利用によって生じた損害
- ⑨その他お客様に故意または重大な過失があると考えられるような事象が認められた場合

7. 補償の減額となる場合

- ①当金庫が推奨しているセキュリティ対策ソフトを導入していない場合
- ②電子証明書を使用していない場合
- ③当金庫が指定した正規の手順以外の方法で電子証明書を使用していた場合
- ④基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアが最新の状態に更新されていない場合
- ⑤基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアがサポート期限終了後も使用されている場合
- ⑥セキュリティ対策ソフトを最新の状態で利用していない場合
- ⑦各種ID・パスワード等が適切に管理されていない場合
- ⑧パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、ログインID・パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合
- ⑨当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙されるなど、不用意にID、パスワードなどを入力してしまった場合
- ⑩その他お客様に過失があると考えられるような事象が認められた場合

8. 被害に遭われた場合

万一、身に覚えの無い振込等をお取引の明細などでご確認された場合には、お取引店または法人インターネットバンキング担当グループ（0120-23-5577）又は（0748-20-2000）へご連絡いただくとともに、最寄りの警察署へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以 上